

# 給与の状況

職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの一定の条件にあってはまる場合に支給される諸手当からなり、市議会の議決を経て条例で定められています。

初任給と経験年数別平均給料月額の内容は表6、平均給与月額の内容は表7、給料に各種手当を合わせた職員給与の状況は表8、諸手当の内容は給与の概要のとおりです。

なお、職員の給料は、職務の級に並び、4〜9%を減額支給しています。

表6 初任給と経験年数別平均給料月額の状況 (H25.4.1現在)

| 区分  | 初任給      | 経験年数10年   | 経験年数15年   | 経験年数20年  |
|-----|----------|-----------|-----------|----------|
| 一般  | 165,312円 | 245,475円  | 292,295円  | 335,050円 |
| 行政職 | 134,496円 | ※210,208円 | ※255,941円 | 291,337円 |

(注) ①経験年数とは、新卒採用の場合は採用後の年数をいい、その他の場合は前職(民間企業等)の期間を加算した年数をいいます。②再任用職員を除きます。③高校卒の経験年数10年・15年の月額はその職員が3人以下のためそれぞれ11年・16年の額を記載しています。

表7 平均給与月額の状況 (H25.4.1現在)

| 区分    | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 43.4歳 | 308,676円 | 363,043円 |

(注) ①平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。②再任用職員を除きます。

表8 職員給与費の状況 (H25一般会計当初予算)

| 職員数(A) | 職員給与費       |             |             |              | 職員一人あたり給与年額(B/A) |
|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------------|
|        | 給料          | 期末勤勉手当      | その他手当       | 計(B)         |                  |
| 2,000人 | 7,534,743千円 | 2,695,507千円 | 1,590,622千円 | 11,820,872千円 | 5,910千円          |

(注) 職員給与費には退職手当、共済費などの使用者負担分、特別職分は含まれません。

表9 特別職の報酬等の状況 (H25.4.1現在)

| 区分  | 給料・報酬月額 |          | 期末手当           |        |
|-----|---------|----------|----------------|--------|
|     | 市長      | 給料       | 565,000円       | 6月期    |
| 副市長 | 給料      | 712,000円 | 12月期           | 2.05月分 |
| 議長  | 議員報酬    | 630,000円 | 計              | 3.95月分 |
| 副議長 |         | 560,000円 | 職務上の加算措置があります。 |        |
| 議員  |         | 510,000円 |                |        |

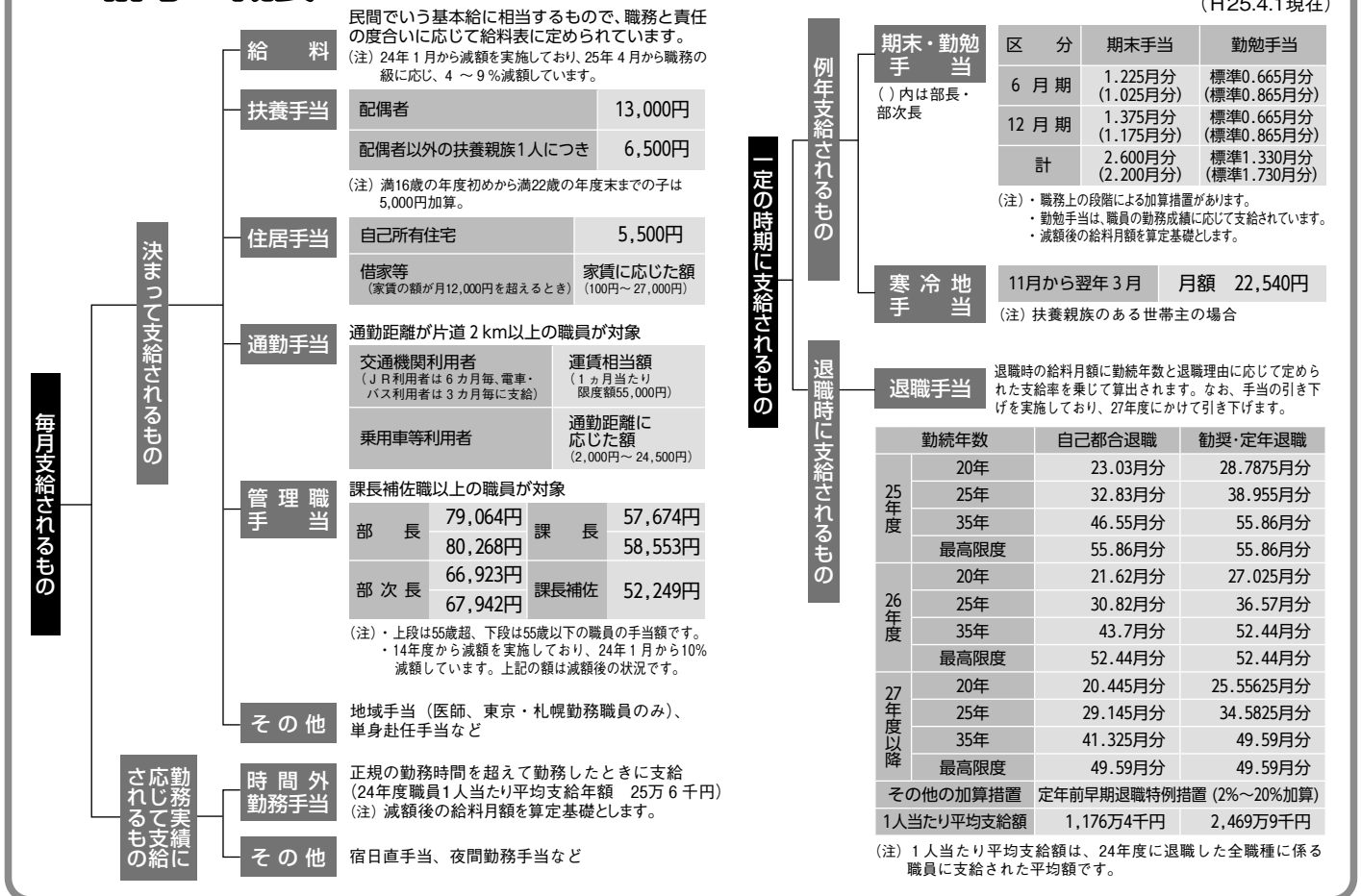
(注) 市長・副市長の給料月額は減額後の状況です。(期末手当は減額後の給料月額により算定)

# 特別職の報酬等

市長等の特別職の給料や市議会議員の報酬は、市内各界の代表者等で構成される特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の議決を経て条例で定められています。

なお、市長等の給料は、現在、自主減額しており、市長50%、副市長20%をそれぞれ減額支給しています。特別職の報酬等の状況は表9のとおりです。

# 給与の概要



# 人事行政の運営等の状況の公表

市では、地方公務員法に基づき、人事行政の公平性・透明性の確保のため、毎年、人事行政の運営等の状況を公表しています。

■詳しいことは、情報公開コーナー（市役所6階）やHPをご覧ください。

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/jinj/>

お問合せ 人事課 ☎21・3664、3667

## ■人事行政とは？

職員の採用や退職、昇任等の任用、給与、勤務時間や休暇等の勤務条件、研修等の人材育成などといった職員に関する「さまりごと」全般をいいます。

## 任免および職員数

職員の任用には、採用や昇任等があります。24年4月2日から25年4月1日までの採用者数は、正規職員が203人、再任用職員が35人で、その内訳は表1のとおりです。

表1 採用者数の内訳 (H24.4.2～H25.4.1)

| 職種       | 採用者数      |
|----------|-----------|
| 一般事務・技術職 | 75人(22人)  |
| 技能労務職    | 0人(1人)    |
| 医療職      | 97人(4人)   |
| 消防士      | 23人(8人)   |
| 教員等      | 8人(0人)    |
| 合計       | 203人(35人) |

※（）内の数は、再任用職員で外数

表2 退職者数の内訳 (H24.4.2～H25.4.1)

| 職種       | 定年   | 定年以外 |
|----------|------|------|
| 一般事務・技術職 | 57人  | 42人  |
| 技能労務職    | 20人  | 4人   |
| 医療職      | 12人  | 67人  |
| 消防士      | 21人  | 9人   |
| 教員等      | 2人   | 6人   |
| 合計       | 112人 | 128人 |

## 勤務時間その他の条件

職員を募集する職種や採用者数は退職者の状況等により毎年異なります。24年度中に退職した職員数は240人で、その内訳は表2のとおりです。職員数については、24年12月に策定した「函館市行財政改革プラン2012」に基づく諸対策を進める中で、見直しを行っています。なお、職員数の状況は表3のとおりです。

表3 職員数 (H25.5.1現在)

| 区分      | 人数     | 区分                      | 人数     |
|---------|--------|-------------------------|--------|
| 一般部局    | 1,350人 | 病院局                     | 938人   |
| 議会事務局   | 14人    | 消防                      | 374人   |
| 教育委員会   | 355人   | 定数内(計)                  | 3,307人 |
| 選挙管理委員会 | 8人     | 定数外派遣等                  | 21人    |
| 監査事務局   | 8人     | 再任用職員(短時間勤務)            | 19人    |
| 農業委員会   | 6人     | 定数内+定数外派遣等+再任用職員(短時間勤務) | 3,347人 |
| 企業局     | 254人   |                         |        |

※職員数には、病気休職職員および育児休業職員を含む。  
 ※定数内（一般部局～消防）には、再任用職員（フルタイム勤務）を含む。  
 ※定数外派遣等は、公立大学法人公立はこだて未来大学への派遣等です。  
 ●障害者雇用率 2.23%（法定雇用率2.30%）

## 分限処分および懲戒処分

は、市の条例・規則で定められています。勤務時間（一般的な例）は始業時刻が午前8時45分、休憩時間が正午～午後1時、終業時刻が午後5時30分となっています。休暇には有給休暇（年次休暇・病気療養休暇・特別休暇）と無給休暇（介護休暇）があります。

分限処分とは、疾病等のために職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能力を維持することを目的として、その職員に対して行う不利益処分（降任・免職・休職）をいいます。

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非遵行を行なった職員に対し、公務秩序を維持し、その職員の責

## 福利厚生制度

職員の健康の保持増進を目的に、職場安全衛生委員会を設置して、職場における健康安全管理の指導・啓発を行うとともに、総合的なメンタルヘルス対策をはじめ、生活習慣病予防講座の開催や喫煙対策等を行っています。また、職員の相互扶助や健康増進を図るため職員厚生会を設立し、各種事業を行っています。なお、この厚生会の事業は、職員が負担する掛け金と事業主である市が負担する交付金を主な財源として実施しています。

## 研修

長期的人材育成の観点から、自己啓発や職場内研修との連携を図りながら、意欲の引き出しと能力開発・向上に重点を置いた研修事業を行っています。24年度は新規採用職員研修などを行い、延べ7433人が受講しました。任を問うために行う制裁措置（戒告・減給・停職・免職）をいいます。24年度のこれらの処分の状況は表4・5のとおりです。

表4 分限処分の内訳 (H24.4.1～H25.3.31)

| 分限処分 | 人数  |
|------|-----|
| 降任   | -   |
| 免職   | -   |
| 休職   | 26人 |

表5 懲戒処分の内訳 (H24.4.1～H25.3.31)

| 懲戒処分 | 件数 |
|------|----|
| 戒告   | 2件 |
| 減給   | 1件 |
| 停職   | -  |
| 免職   | -  |